

質問に対する回答書

事業名：R7年度伊仙町DX推進リーダー育成研修業務委託

No.	質問項目	質問内容	回答
1	DXリーダー育成プログラム全体図.pdf	「適性アセスメント」実施済ということですが、契約後に参加者分の結果については事前に共有していただける認識でよろしいでしょうか？	共有いたします。
2	仕様書 p.1 6 委託要件 > (2) 研修教材の提供 > ③	「eラーニングプラットフォーム」は、eラーニングに特化した1つの既存サービスでなければ認められないでしょうか？ それとも、地方自治体に特化した講座で、管理側が受講状況がわかり、操作マニュアルがあり、マルチデバイス対応で、自宅でも視聴可といった条件が満たされていれば、複数サービスを組み合わせたものでもよいでしょうか？（動画・アンケートが別サービスなど）	条件が満たされていれば複数サービスを組み合わせたものでかまいません。集合研修を記録した動画やアンケート等は担当者にデータを送信していただければ、こちらで対象者へ配布等いたします。
3	仕様書 p.1 > 6 委託要件 > (5) 研修の回数等	「履行期間における各研修の実施回数は、それぞれ1回以上とすること」とありますが、以下の集合研修それぞれを「各研修」として理解してよろしいでしょうか？また、回数上限や1回の実施時間の上限があれば教えてください。 > 1.研修・ワークショップ（集合研修） > ◦DX推進リーダー育成ワークショップ > ◦BPR ワークショップ > ◦EBPM 基礎ワークショップ > ◦データ利活用講義	記載の4つの研修が「各研修」の認識で間違いありません。1回の実施時間の上限は3時間半（休憩含む）で回数の上限は各研修2回までと考えておりますが、研修によって必要であれば上限を超える回数でも対応できます。
4	実施要領 p.3 > 10.提案書(プロポーザル等審査書類)の提出 > (3)提出物について > (ア)提案書 > 3 実施体制	従事者が講師を兼任してもよろしいでしょうか？ その場合でも、「記載すべき事項」の従事者紹介と講師紹介は別々に記載すべきでしょうか？	従業者が講師を兼任しても構いません。従業者紹介と講師紹介は別々でもそうでなくても構いません。

5	伊仙町DX人材育成方針 スキルマップ	役場内で既に導入されている／近々導入予定のデジタルツールについて、本研修で解説が必要なものなど想定があれば教えてください。	スキルマップの「デジタルツール活用」については研修の必要はありません。仕様書p1>5研修の概要>(1)研修の実施の内容を変更いたしました。申し訳ありません。
6	入札参加資格申請書について	https://www.pref.kagoshima.jp/ai02/kensei/nyusatu/ekimu/i0303.html	問い合わせが多かったため伊仙町版の入札参加資格審査申請書を追加いたしました。また、鹿児島県HPのリンクを左に記載いたしましたので申請の手引き等参考になさってください。申請書の提出が参加表明書提出期限までに間に合いそうにない場合は伊仙町役場未来創生課にご相談ください。
7	仕様書 P1 > 5 研修の概要 > (2) 対象人数	象人数は16名とありますが、こちらは伊仙町様の行政等級「4級」課長補佐に相当する16名への受講を想定されているという認識で良いでしょうか？	令和6年度に実施した「適性アセスメント」等をもとに選抜した「伊仙町DX推進リーダー」の人数になります。主に係長や主事等で構成されております。
8	仕様書 P1 > 6 委託要件 > (2) 研修教材の提供	Eラーニングの学習につきましては、受講者の皆様は、町内でのNW環境内での学習を想定しておりますでしょうか？	Eラーニングはインターネット上のコンテンツにアクセスする形を想定しております。
9	仕様書 P3 > 7 研修の内容 > (1) 研修・ワークショップ > ④データ利活用講義	「データ利活用の意義や必要性に関するもの」との記載がありますが、データ利活用を自治体として実施する意義や必要性について、座学形式にて学習するイメージで合いますでしょうか？	意義や必要性に加え、データ利活用のための流れや注意点、実際行う場合のコツ等学習するイメージです。データ分析の一連の流れ等を具体的に感じる事ができればと考えております。
10	実施要領 P3 >11 審査 >(ウ)受託業者の選定	「審査評価点の合計点が最も高いものとする」との記載がございますが、評価点の開示がないように見受けられます。お手数ですが、評価基準の開示をお願いできますでしょうか。	評価基準表を追加いたしました。評価者は5名で各自持ち点100点の計500点満点、課長職またはその代理者が審査員となる予定です。
11	実施要項 P3 >10 提案書（プロポーザル等審査書類）の提出> (3) (ア)	提案書は、事業者名を秘匿する形で作成するべきか	秘匿する必要はありません。

12	仕様書 3 P >10 その他 (4)	「原則として再委託は認めないものとする。ただし、合理的な理由があり、事前に文書により町の承諾を得た場合は、この限りではない」とあるが、弊社から講師に対して業務委託することは可能か	可能です。プレゼンテーションの際に再委託の理由を説明していただければと考えております。その後、選定された場合に再委託承認申請書を提出して頂きます。
13	仕様書 3 P >8 提案内容	実施要項の「10 提案書（プロポーザル等審査書類）の提出（3）（ア）」に記載の提案書の内容とは別に、提案内容が記載されているが、基本的には実施要項の企画提案書（任意様式）に記載すべき内容に沿って、資料を作成する形で対応するという認識で問題ないか	仕様書の内容にも合致している必要がありますが、実施要項の記載すべき内容に沿って企画提案書を作成すれば 仕様書 3 P>8 提案内容 の内容に合致すると思われます。